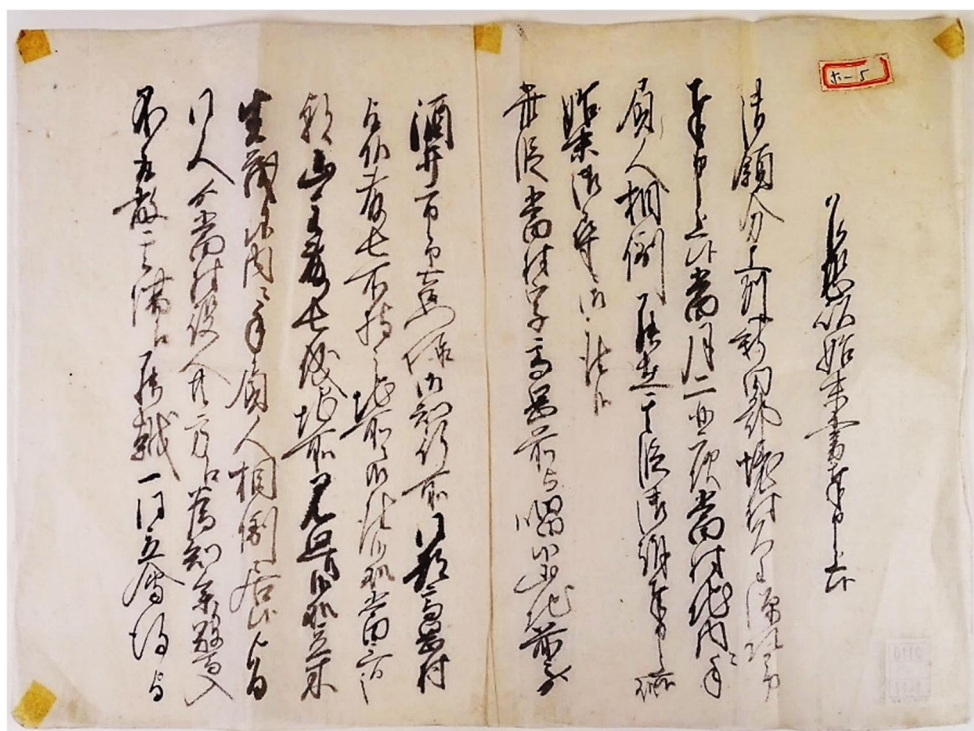




乍恐以始末書奉申上候 (島村伊三郎殺害一件始末申上書)

(天保五年・一八三四)

《釈文》

乍恐以始末書奉申上候

御領分上州新田郡境村名主源次郎、

奉申上候、當月二日夜、當村地内ニ手

負人相倒罷在、其段御訴奉申上候処、

始末御尋ニ御座候

此段當村字高岡前^与唱候山地、前々方

酒井市郎右衛門様御知行所同郡高岡村

与頭藤七所持之地所ニ御座候処、當三日之

朝、山主藤七儀、地所見廻り候処、立木

生茂^リ候内ニ手負人相倒居候旨、

同人方當村役人共方^江為知参り驚入、

不取敢、其場^江罷越、一同立会、得^与

乍恐以始末書奉申上候
(島村伊三郎殺害一件始末申上書)

天保5年(1834)

天保5年(1834)7月3日未明、境村(伊勢崎市境東)の山林で島村の博徒伊三郎が倒れているのが見つかりました。発見したのは高岡村組頭藤七です。事件を聞きつけた関東取締出役は、下手人は伊三郎と対立関係にあった国定村の無宿忠次郎とその一党であるとして捜査に乗り出すことになります。

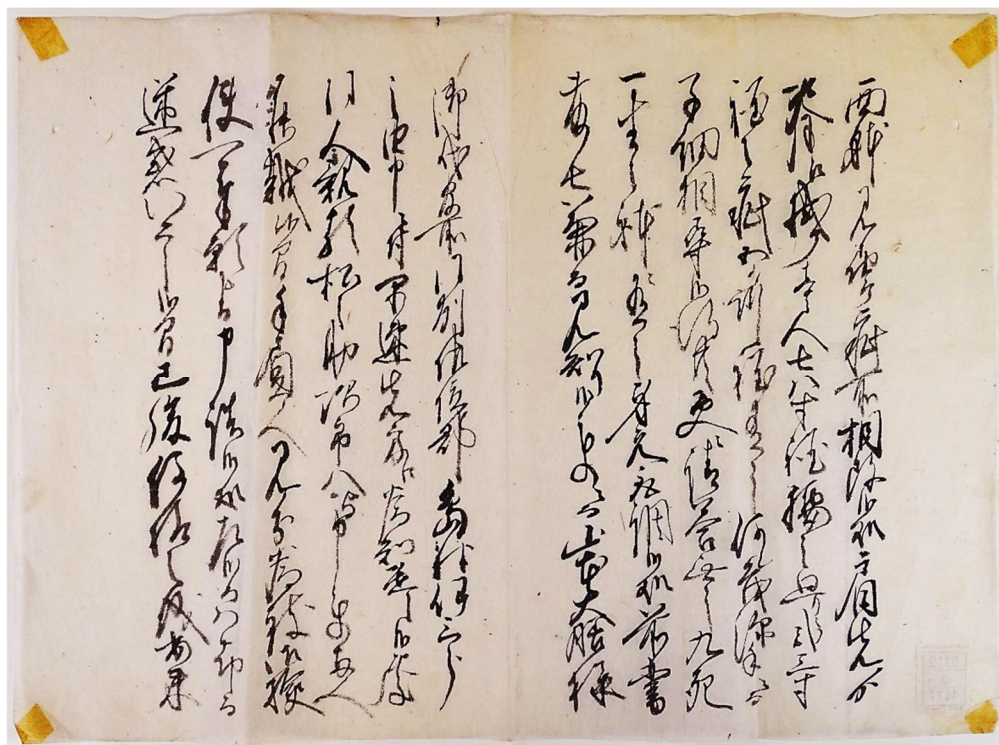
史料は、7月19日、上野国新田郡境村の名主・源次郎が、領主である貝淵藩(上総国/千葉県)の役所へ提出した、島村伊三郎殺害一件に関する始末申上書の控です。

＜伊勢崎市指定重要文化財＞
福島英一家文書 P0110 No.1417

《大意》

七月二日夜、境村地内に負傷者が倒れていた件を過日、(領主役所へ)御知らせしたところ、事の始末(経緯)をお尋ねであり、改めてお知らせする。

境村字高岡前という山地(以前より酒井市郎右衛門様御知行所同郡高岡村・組頭・藤七が所持する地所)に、同月三日朝、山主の藤七が右地所の見廻りをしていたところ、立ち木が生い茂っている中に負傷者が倒れている(のを見付けた)、と同人から境村役人たちへ知らせてきた。驚き入り、取り敢えず、その場所へ駆け付けた。一同が立ち会い、



面躰見届ケ、疵所相改候処、肩先方

背^江掛ケ老尺七・八寸程、腰之廻^リ二式・三寸

程之疵五ヶ所程有之、何^レ茂深手^{ニ而}

子細相尋候得共、更^ニ請答無之、九死

一生之躰^ニ有之、身元取調候処、前書

藤七、兼^而見知り候もの^{ニ而}、山本大膳様

御代官所同州佐位郡島村伊三郎

之由申^ニ付、早速先方^江為知遣し候處、

同人親類松之助・次郎八^与申もの兩人

罷越候間、手負人見分為致、御檢

使可奉願旨申談候処、左候^而ハ却^而

迷惑いたし候間、已後何様之儀出来

しっかりと顔や身体を見て疵を確認した。

肩先から背中にかけて一尺七寸から八寸程

(約五一・五cm〜五四・五cm)、腰の周りに式

寸から三寸程(約六・一cm〜約九・一cm)

の疵が五ヶ所程あった。どれも深い傷であり

重傷であった。詳しいことを本人に尋ねたが

受け答えはなく、九死一生の体であった。

身元を取り調べたところ、前書の藤七が、以

前から知っている佐位郡島村(現伊勢崎市境

島村)の伊三郎という者である、と言うの

で、早速同村へ知らせた。

伊三郎の親類松之助・次郎八という二名が来

たので、負傷者を見させ、調査・検視するた

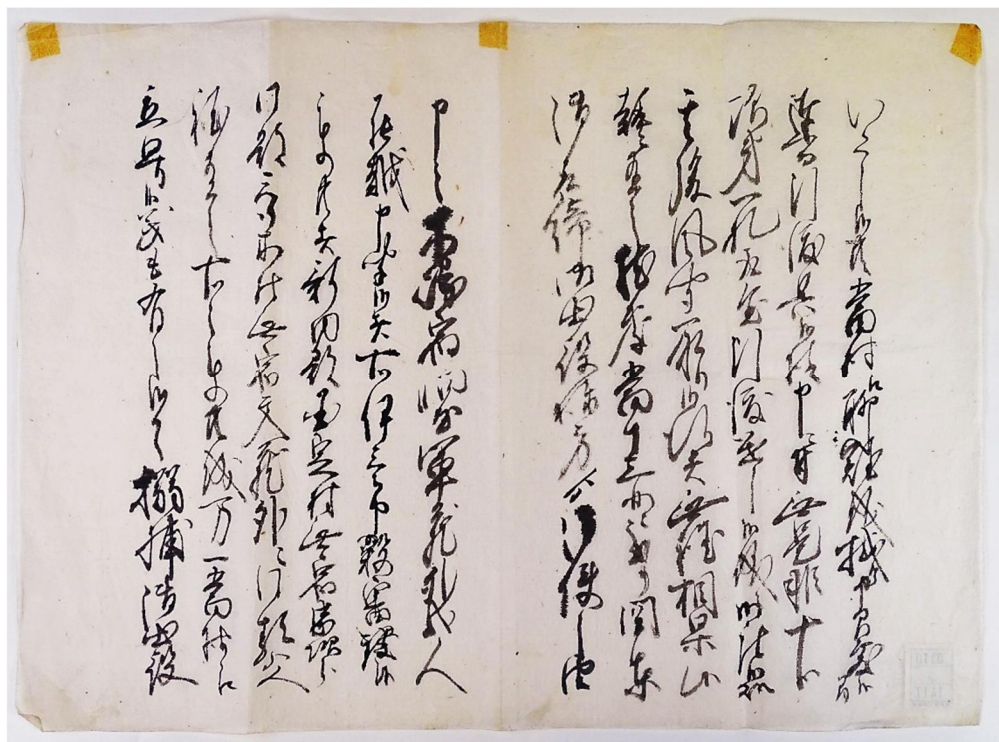
めの役人派遣を役所へ御願いするべき旨を話

し合っていたが、(島村の親類二名が)その

ようにするとかえって迷惑になるので、今後

どのような事が起こっても境村へ少しも苦

労・迷惑をかけないので、



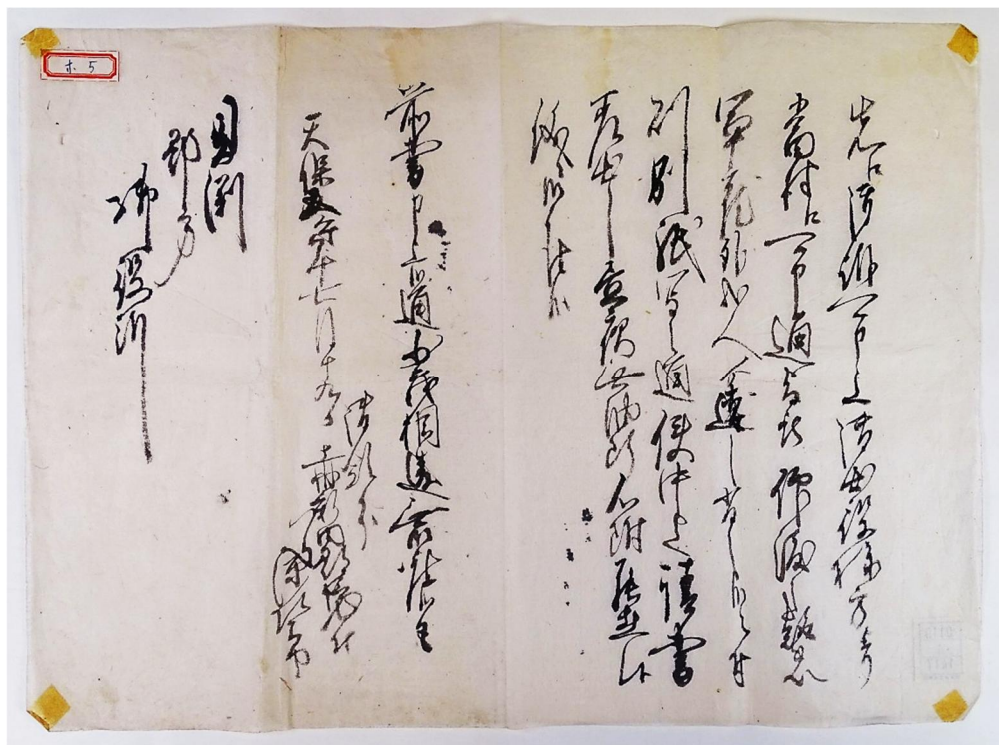
いたし候共、當村^江聊難儀掛ヶ申間敷候間、
達^而引渡呉候様申^二付、無是非右

次第一札取置、引渡遣し候儀御座候処、
其後風聞承^り候得^者、無程相果候
趣^ニ有之、然處當十三日^ニ至^り、関東
御取締御出役様方^ら御使之由

申之、木崎宿問屋軍蔵外式人
罷越申聞候^者、右伊三郎殺害致候
もの共^者、新田郡国定村無宿忠次郎・
同郡三ツ木村無宿文蔵、外^ニ同類八人
程有之、右之もの共儀、万^一當村^江
立廻^り候義も有之候ハ、搦捕、御出役

無理にでも(伊三郎の身柄を)引き渡してくれ、
と言うので、良いも悪いも無く、これまでの経
緯を証文にしたため認め、(伊三郎の身柄を)引
き渡した。その後の風聞では、間もなく(伊三
郎は)死亡したということである。

七月十三日、関東取締出役様方からの使者・木
崎宿問屋の軍蔵ほか二名が当村へ来た。彼らが
申すには、「伊三郎を殺害した者どもは、新田郡
国定村無宿忠次郎・同郡三ツ木村無宿文蔵、そ
の他同類の八人ほどである。この者どもが、万
一当境村へ立ち廻ることがあれば捕縛し、関東
取締出役の



先^江御訴可申上、御出役様方^{より}

當村^江可申通旨被仰渡之趣^ヲ以、

軍藏外式人方達し有之候^ニ付、

則別紙写之通使中迄請書

差出し、昼夜無油断心附罷在候

儀^ニ御座候

前書申上候通少茂相違無御座候、以上

御領分

天保五年七月十九日 上州新田郡境村

名主

源次郎

貝 渕

郡 方

御 役 所

【福島英一家文書 P〇二一〇 No.二四一七】

宿泊先へ届け出よ」と申し通すよう言われてきたということであった。直ぐに別紙写しの通り、使者中宛て請書を差し出し、昼夜油断無く心附けている。